

1 策定の目的

◆ 岩手県の精神科医療機関が編成する専門的な研修を受けた災害派遣精神医療チームの運営等に関し、必要な事項を定めることにより、岩手県内外で災害等が発生した場合の精神科医療及び精神保健活動の支援の充実強化を図る。



◆ 岩手 DPAT が行う体制の明確化（岩手 DPAT の設置）
◆ 効果的に活動するための具体的な運用等について整理

2 岩手 DPAT 運営要綱（案）・岩手 DPAT 運用計画（案）

(1)：岩手 DPAT 運営要綱（案）

第 1 条（目的）

- 策定の目的（上記）について規定

第 2 条（活動内容）

- 岩手県内で活動を行う場合は、原則として災害等が発生した地域内の保健所等に設置される DPAT 活動拠点本部の指揮のもとに活動する。
- 他都道府県の派遣要請に基づき、県外で活動を行う場合は、原則として要請を行った都道府県の DPAT 調整本部若しくは DPAT 活動拠点本部の指揮のもと活動を行う。
- 活動内容

・ 情報収集とアセスメント	・ 精神科医療システムに対する支援
・ 一般住民及び支援者に対する支援	・ 精神保健に係る普及啓発
・ 活動実績の登録	・ 活動情報の引継ぎ

 ・ その他必要な業務

第 3 条（指定等）

- 精神科医療機関からの「指定医療機関に係る申出書」を踏まえて適当と判断した場合には、当該指定医療機関として指定する。

第 4 条（編成）

- 医師 1 名以上を含む数名程度で班を編成する。
- 岩手 DPAT のうち、発災当日から遅くとも 72 時間以内に、被災地域内において活動できる指定医療機関の班を先遣隊とする。
- 岩手 DPAT を構成する班員は、指定医療機関の職員とする。（必要に応じて、指定医療機関以外の職員も含めることができる。）

第 5 条（出動基準）

- 被災地域の市町村長から災害対策基本法第 68 条に基づく要請があった場合
- 被災地域の都道府県知事から災害対策基本法第 74 条に基づく要請があった場合
- 他の都道府県知事等から「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」又は「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく派遣要請があった場合
- その他、知事が特に必要と認めた場合

第 6 条（出動要請）

- 出動基準に照らし、出動し対応することが効果的であると判断したときは、出動要請書により、指定医療機関に要請する。
- 出動可否報告書を踏まえ、活動先及び活動期間等を調整し、岩手 DPAT を出動させる。出動にあたっては、指定医療機関で単独編成できる班を優先して出動させる。

第 7 条（参集場所）

- 他都道府県 DPAT を受け入れる場合、原則として DPAT 活動拠点本部を参集場所とする。

第 8 条（活動の終了）

- 岩手 DPAT の活動が終了した場合は、岩手 DPAT 活動記録報告書を報告する。

第 9 条（研修等）

- 指定医療機関は、研修等への派遣に努める。指定医療機関内での研修を実施することに努める。

第 10 条（運営会議）

- 関係機関による DPAT 運営検討会を設置し、岩手 DPAT の運用、活動の検証及び研修のあり方等を検討する。

(2)：岩手 DPAT 運用計画（案）

第 1（目的）

- 県内で災害等が発生した場合に、効果的に活動を行うことができるよう、具体的な運用について規定

第 2（出動要請の基本的な考え方）

- 被災地域に速やかに到着できる指定医療機関に対し、出動を要請する。

第 3（情報の共有等）

- 岩手 DPAT の活動に必要な情報を収集し、情報の共有化に努める。

第 4（指定医療機関における状況把握）

- 出動した岩手 DPAT の活動状況を常時把握するとともに、必要な支援を行う。

第 5（DPAT 調整本部）

- 必要に応じて、県庁内に DPAT 調整本部を設置する。
- DPAT 統括者、県障がい保健福祉課職員、県精神保健福祉センター職員及び岩手 DPAT 等が業務を行う。
- 災害医療本部コーディネーター及び DMAT 調整本部等と連携を図りながら、業務を行う。
 - ・ DPAT の出動要請調整及び派遣先調整
 - ・ 岩手 DPAT 指定医療機関に対する災害状況等の情報提供
 - ・ 県内で活動する全ての DPAT の指揮、調整及びロジスティック
 - ・ 災害対策本部、DPAT 活動拠点本部等との連絡及び調整
 - ・ 県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報収集
 - ・ 患者移送及び受入れの総合調整
 - ・ DPAT の活動が円滑に行われるための支援
 - ・ 厚生労働省及び災害時こころの情報支援センターとの情報共有
 - ・ その他必要な業務

第 6（DPAT 活動拠点本部）

- 必要に応じて、原則として災害等が発生した地域内の保健所等に設置する。
- 原則として、県精神保健福祉センター職員、岩手 DPAT 及び保健所等が業務を行う。
- 災害医療地域コーディネーター、保健所、市町村、精神科医療機関及び医師会等と連携を図りながら、業務を行う。
 - ・ 参集した DPAT の指揮及び調整
 - ・ 精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報収集
 - ・ DPAT 調整本部、他の DPAT 活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整
 - ・ その他必要な業務

第 7（患者の移送等）

- DPAT 活動拠点本部は、被災地域内の精神科医療機関等から被災地域外の精神科医療機関等へ患者を移送する必要がある場合は、必要に応じて、DPAT 調整本部に対し、受入先となる医療機関等の調整を依頼する。